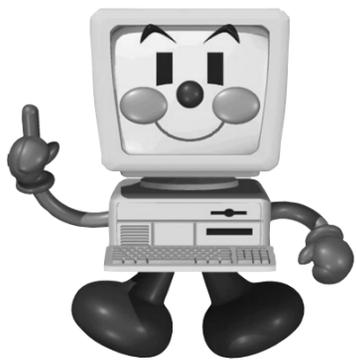


## 確定申告相談日

申告相談は  
2月16日から

- 受付 午前8時45分～午後4時30分
- ★3月3日(水)・4日(木)・5日(金)は、午前11時30分までです。
- ※2月24日(水)は、申告相談を行いません。

- 申告会場  
智頭町保健・医療・福祉総合センター  
ほのほの1階「ひだまりホール」



### 2月

- 16日(火) } 山郷地区
- 17日(水) } 山郷地区
- 18日(木) } 土師地区
- 19日(金) } 土師地区
- 22日(月) } 富沢地区
- 23日(火) } 富沢地区
- 25日(木) } 山形地区
- 26日(金) } 山形地区
- 28日(日) } 地区指定なし

(★印の日は午前中のみです)

### 3月

- 1日(月) } 那岐地区
- 2日(火) } 那岐地区
- 3日(水)★ } 地区指定なし
- 4日(木)★ } 地区指定なし
- 5日(金)★ } 地区指定なし
- 8日(月) } 智頭地区
- 9日(火) } 智頭地区
- 10日(水) } 智頭地区
- 11日(木) } 予備日
- 12日(金) } 予備日
- 14日(日) } 予備日
- 15日(月) } 予備日

※最終日は午後2時までにお越しください

## 日曜日でも申告できます！

今年も確定申告期間中の**2月28日と3月14日の日曜日**に限り、確定申告の相談・申告書の受付を行います。鳥取税務署でも2月21日・28日の日曜日に申告受付を行っています。みなさんの相談をお待ちしています。

## 所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった人

申告期限 **平成22年3月15日**まで

平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている人で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税(所得割)から控除できます。

【平成21年に入居の場合】

住宅ローンの残額がある人で控除を受けようとする場合は、確定申告が必要です。確定申告書に必要書類を添付し、税務署に提出してください。

申告書の作成は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で!!



### ○ 添付書類を提出省略

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます(確定申告期限から3年間、添付書類の提出又は提示を求められることがあります)。

### ○ 最高5,000円の税額控除

平成21年分の所得税の確定申告書の提出を本人の電子署名及び電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高5,000円の控除を受けることができます(本控除の適用は、平成19年分から平成22年分の間でいずれか1回)。

問合せ先 税務住民課 ☎ 75 - 4117

# 始まります! 確定申告



2月16日(火)～3月15日(月)

今年も、所得税・事業税・住民税の申告時期が近づきました。保健・医療・福祉センターほのほの内一階ひだまりホールで申告相談を行います。所得金額や税額は正しく計算し、申告と納付は期限内にすませましょう。確定申告は、前年1月1日から12月31日までの1年間に得たすべての「所得」を計算し、3月15日までに申告して、その税金を納めたり、還付を請求するものです。

## 所得 税

### 申告の必要な人

- 次に該当する人は所得税の確定申告が必要です。
  - 商業や農業などの事業をしている人。また、不動産収入のある人。
  - 年末調整されていないサラリーマンや2カ所以上から給与をもらった人。また、年末調整されていても 農業や年金など給与以外の収入がある人。
  - 土地や建物、株式の売却などによる所得の合計額が基礎控除その他の控除の合計額より多かった人。
  - 昨年中に源泉徴収された税金や予定納税をした税金に過不足のある人。

## 住 民 税

### 申告の必要な人

所得税と同様に昨年1年間に所得のあった人ですが、所得のなかった場合でも、国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している人は申告を行ってください。保険料の算定は、前年の所得などに基づいて行われるため、保険料が減額になる場合でも、申告がないと減額ができません。また、所得証明などの各種証明が必要となる人や扶養、社会保険料、生命保険料の控除を受けられる場合も申告が必要です。ただし、所得税の申告をした人は、住民税の申告の必要はありません。

## 申告に必要なもの

申告の際には、次のものが必ず必要ですので、忘れないようにしてください。

- ★申告者の印かん
- ★生命保険料、損害保険料などの控除が受けられる人は「領収書」または「証明書」
- ★医療費控除を受ける人は支払った医療費の領収書などをあらかじめ整理し、計算しておきましょう。(領収日は平成21年1月1日から12月31日に支払ったものが有効です) 保険などで補てんされる金額の明細書
- ★給与所得者は源泉徴収票
- ★年金受給者は公的年金等の源泉徴収票
- ★障害者控除を受けられる人は障害者手帳
- ★農業所得のある人は経済貯金取引集計表。その他農機具などを購入した場合は購入の内容が証明できる書類や必要経費の領収書
- ★寄附金控除を受ける人は、特定寄附金の明細書や領収書
- ★申告者の通帳など金融機関の口座番号がわかるもの(還付申告の場合)



### 一口メモ

税務署から「確定申告用紙」と「確定申告の手引き」が送付されている人は、申告の際には送付された申告用紙を忘れずに持ってきてください。